

# 2022 業務のご案内

ディスクロージャー誌 2021年4月1日～2022年3月31日

Disclosure 2022

「JFマリンバンク」は、

**JFマリンバンク会員**

(信用事業を営む漁業協同組合等・信用漁業協同組合連合会・農林中央金庫)

及び全国漁業協同組合連合会がメンバーとなって、

「マリンバンクあんしん体制」を構築する

全国ネットの金融グループの総称です。

**目次**

● ごあいさつ	01
● 経営方針	02
● 金融ADR制度への対応	03
● リスク管理の体制	04
● 法令遵守の体制	06
● 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	07
● 当会の組織	09
● 地域の活性化のための取組みの状況	14
● トピックス	14
● 事業（商品・サービス）のご案内	15
● 手数料一覧	20
● 資料編	23

○ 本誌は、水産業協同組合法第58条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

○ 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

○ 前年度以前の金額は合併した11信漁連の合計額を記載しております。

## ごあいさつ

平素より、東日本信用漁業協同組合連合会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当会は令和3年4月に広域信漁連東日本ブロック11都県域(青森・岩手・茨城・千葉・東京・新潟・富山・石川・福井・静岡・三重)の合併により設立し、令和4年4月には愛知県信漁連が合流し、当初想定した12都県域体制が完了しました。

この度、皆様に当会をより一層ご理解いただくため、経営方針や業務内容、直近の業績などをとりまとめたディスクロージャー誌「2022業務のご案内」を作成いたしましたので、ご一読頂ければ幸いです。

第1事業年度となる令和3年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあったものの、令和3年9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、徐々に経済活動が活発化し、実質GDPをはじめとした主要経済指標にも持ち直しの兆しがみられました。しかし、依然として国内の金融情勢は低金利環境が続いており、漁業環境についても経営体数・水産物販売高の減少傾向等、厳しい状況下にあります。また、オミクロン株の感染拡大や令和4年2月から始まったロシアのウクライナ侵攻による内外経済への影響については、事業運営にあたって今後も注視すべき状況にあります。

こうした状況の中、当会経営状況は、経常利益919百万円(事業計画対比+477百万円)、当期剰余金671百万円(同比+278百万円)の実績となりました。貯金・貸出ともに東日本信漁連誕生記念として、統一キャンペーンを実施するとともに、浜に出向く体制の構築と漁業金融機能の強化に取り組むことで貯金6,188億円(同比+40億円)、貸出金1,114億円(同比+45億円)の年度末残高を確保しております。

漁業環境・金融情勢いずれも非常に厳しい今日ですが、今後も皆様から信頼され、愛されるJFマリンバンクであり続けるため、私ども役職員一丸となり業績向上・経営改善・コンプライアンスの徹底に努め、浜や地域の期待に応えてまいり所存でございますので引き続きご理解・ご支援をお願いいたします。

## 経営方針（令和4年度事業運営方針）

合併の基本となった「広域再編計画」（令和3年度～7年度）における、理念・基本方針に基づき、以下3点に取り組んでまいります。

### 1. 経営の安定運営と効率化

愛知県信漁連との合併を受けて、より広域的かつ効率的な経営に取り組めます。また、経営管理委員会・理事会・各種委員会を適切に運営し、組織としての方針や取り組むべき諸課題について、経営層全体で認識を共有のうえ、必要な対応の検討・決定、リスクマネジメント・コンプライアンス態勢を強化いたします。店舗体制については、チャンネル転換を進めていくなかで、利用者への機能強化を図るとともに、より効率的な運営を目指してまいります。

### 2. 浜に出向く体制の構築と漁業金融機能の強化

各県それぞれの漁業情勢・支店体制等を踏まえた漁業金融態勢の機能強化を図りつつ、広域再編計画を着実に実践いたします。また、当会職員に対して現場の実情を踏まえた業務研修を行い、利用者の皆様へのサービス提供・金融機能向上に努めてまいります。

### 3. 内部管理体制の強化

組織全体として更なる一体感を醸成するため、システムや内部手続きの一本化を進めるとともに、本支店間のコミュニケーション・連絡体制を強化いたします。また、貸出関連システム利用充実による審査・査定態勢の強化を図るとともに、諸手続きを整備し、役職員への周知徹底のうえ、内部統制の強化に努めてまいります。

金融庁ガイドラインを踏まえて、マネロン等リスク管理態勢を構築し、複雑化・巧妙化する犯罪利用を防ぎ、安心・安全な金融サービス提供に努めてまいります。

## 金融ADR制度への対応

## 苦情処理措置の内容

当会では、組合員等の利用者の皆様からのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応しております。

具体的には、

- ①利用者サポート等管理責任者の設置
- ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆様からのご相談・苦情については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めてまいります。

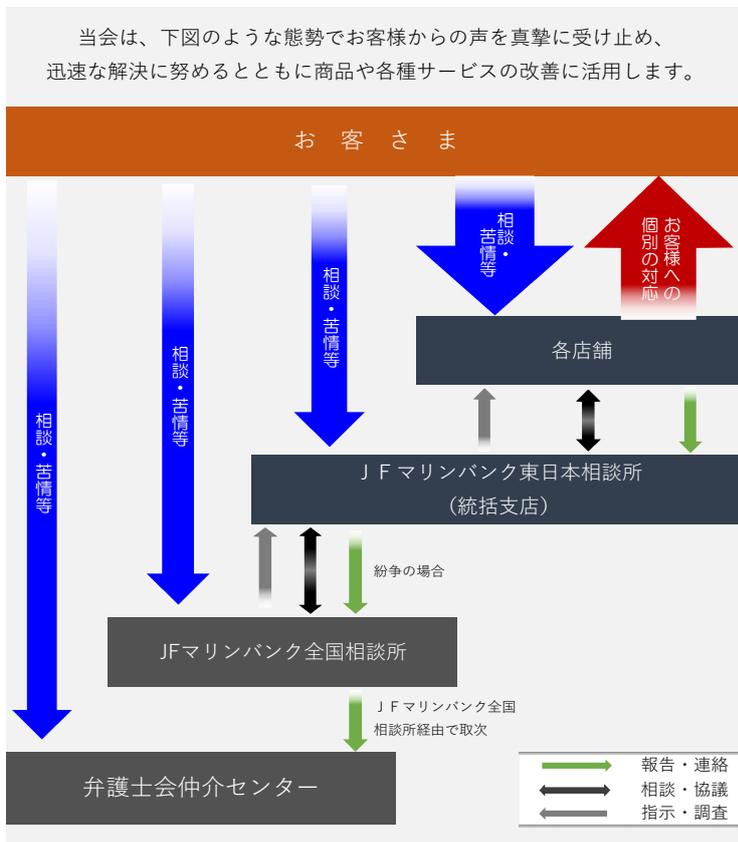
受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用いたします。

## 紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。

(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。)

なお、利用者の皆様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。



## ◆ご相談・苦情等の窓口

JFマリンバンク東日本相談所  
(連絡先は別途記載しております)

◆JFマリンバンク全国相談所でも、JFマリンバンクに関するご相談・苦情等をお受けしております。

JFマリンバンク全国相談所

電話番号:03-6222-1318

受付時間:午前09時30分～12時00分

午後01時00分～05時00分

(土日・祝日及び金融機関の休日を除く)

## リスク管理の体制（リスク管理基本方針）

組合員等の利用者の皆様に安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

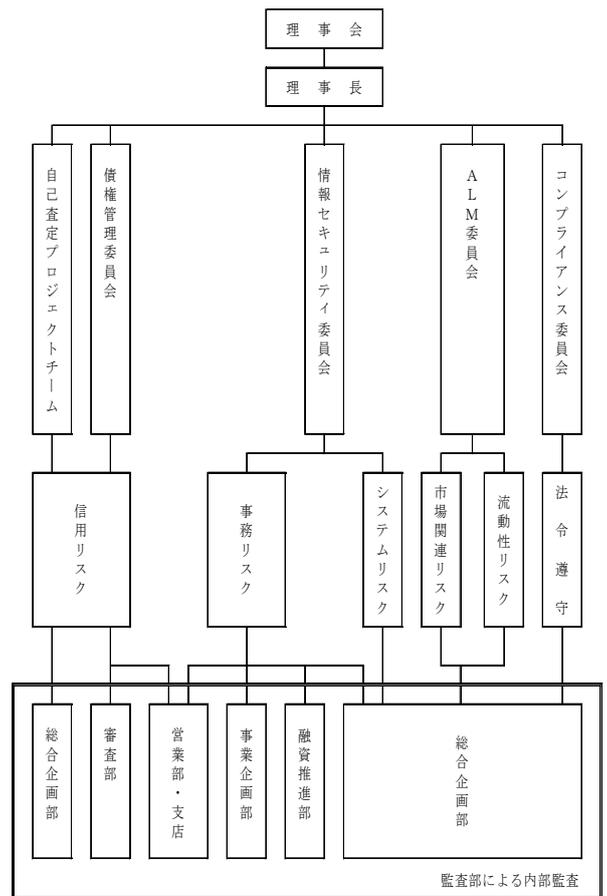
金融の自由化、国際化の進展やITによる金融技術の発展などにより、金融機関の業務はますます多様化し、管理するリスクも複雑かつ多岐にわたり、量的にも拡大しております。

このような中で、当会の経営においては、自己責任に基づき様々なリスクを的確に把握し、管理していくことが求められております。

当会では、このようなリスクを認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るためリスク管理態勢の充実・強化に努めます。

具体的には有効な内部統制体制を構築し、直面する様々なリスクに対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めております。



### 1. 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失して金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、貸出資産の健全性の向上を図るため、貸出審査にあたっては特定の業種、漁種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保・保証にのみとられることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底しております。

また、資産の自己査定については、「資産自己査定実施要領」に基づき、適正に資産査定を実施するものとし、更に、監査部において、資産の自己査定実施プロセスを点検・検証することによって、信用リスク管理が適切に実施されているかを監査しております。

### 2. 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場リスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、「余裕金運用規程」に基づく運用を徹底するとともに、理事会に次ぐ意思決定機関としてALM委員会を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理・運営方針の策定、運用状況等について過大なリスクを負担することのないよう協議しております。

また、組織面では、運用部門と管理部門を分離し、それぞれ相互けん制機能が発揮できるよう役割を明確化しております。

### 3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金を確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク等をいいます。

当会では、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本とし、「流動性リスク管理方針」に基づく資金繰り管理の徹底に努めるとともに、ALM委員会において当会全体の資金繰りリスクを総括的に管理しております。

### 4. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠るまたは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、事務トラブルの発生を防止し、正確で迅速な事務処理が維持されるよう、各種規程やマニュアルの整備、事務処理体制の改善等による事務処理水準の向上に努めるとともに、取引先からの苦情に対しては迅速かつ適切に対応いたします。

また、日常の事務リスクに対応するために監査部による内部監査を実施し、相互けん制体制と厳正な事務処理態勢の確立に努め、さらに事務処理ミスの早期発見及び事故防止等を目的として、店舗長等部門管理者が自らチェックを行う自主点検を実施しております。

なお、事故防止のための人事管理として、年1回5営業日連続して職員が職場を離れる職場離脱を実施するとともに、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないように人事異動（ローテーション）を実施しております。

### 5. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤作動等、システム不備にともない金融機関が損失を被るリスク、また、コンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、全国漁協オンラインセンターと連携のうえ、コンピュータ・システムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの障害や災害時等の対策については「緊急時対応計画」に基づく対応を行うこととしております。

なお、会内システムの管理は「セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針）」及び「システムリスク管理規程」に基づき、厳正な管理体制と安全対策を徹底して実施しております。

### 6. 危機管理への対応

当会では、万一不測の事態をきたした場合に遺漏なく顧客対応を行い、また早急な復旧を行い、平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図ることとしております。

また、防犯対策として、管内の警察等との日頃の連携や日常の備えのみならず、万一の事件（強盗・泥棒・車輛の強奪等）の際の対応について「防犯管理要領」に基づく対応徹底を図るとともに、火災・震災等の災害時の対応について「防災行動マニュアル」に基づく対応体制の整備を図ることとしております。

## 法令遵守の体制

当会では、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、毎年度制定するコンプライアンス・プログラムの実践スケジュールに基づき、地域の組合員等の利用者から信頼されるマリンバンクをめざし、安心感と透明度の高い業務運営に努めております。

具体的には、日常の活動や業務運営の指針となる「倫理要綱」を基本原則として、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を実践し、日常業務における違法行為及び事故の未然防止に努めております。

### 倫理要綱

#### 1. 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い組合員等の利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

#### 2. 質の高い金融サービスの提供

漁業生産ならびに組合員の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献する。

#### 3. 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行する。

#### 4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

#### 5. 会員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

### 中小漁業者等の経営支援に関する取組状況（金融円滑化にかかる基本方針）

当会では、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでおります。

1. 当会は、組合員の皆様をはじめとするお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆様をはじめとするお客様の特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
2. 当会は、事業を営む組合員等の皆様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、組合員の皆様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対し金融円滑化の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、組合員等の皆様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆様の経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
4. 当会は、組合員の皆様をはじめとするお客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆様をはじめとするお客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めてまいります。
6. 当会は従前より、本方針に基づく金融円滑化態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当会は、お客さまからの融資に係るお申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」において、金融円滑化及び経営者保証にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議しております。
- (2) 当会は審査部長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。
- (3) 本店・支店・営業店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

## 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

当会は、全国漁業信用基金協会等系統各団体や日本政策金融公庫等と連携した対策を行っております。

具体的には、お客さまとの面談によるコンサルティング、償還条件の変更、あるいは負債整理資金の提供による償還負担の軽減等に応じております。

水揚不振等により現在の償還条件が厳しい等問題がありましたら、まずはお気軽に窓口担当者にご相談ください。

当会の組織

◆ 会員

	令和2年度	令和3年度	増減
正会員	285	285	0
准会員	48	47	△1
計	333	332	△1

◆ 役員 の 状 況

(令和4年3月末)

役職名	常勤/非常勤の別	氏名	備考
経 営 管 理 委 員 会 会 長	非常勤	平 島 孝 一 郎	鋸南町勝山漁協代表理事組合長
営 経 営 管 理 委 員 会 副 会 長	非常勤	稲 村 幸 雄	石川県漁協理事
管 経 営 管 理 委 員 会 委 員	非常勤	西 山 里 一	白糠漁協代表理事組合長
理 経 営 管 理 委 員 会 委 員	非常勤	砂 田 光 保	広田湾漁協代表理事組合長
委 経 営 管 理 委 員 会 委 員	非常勤	野 田 昌 男	員外委員
員 経 営 管 理 委 員 会 委 員	非常勤	新 倉 健 司	中央隅田漁協代表理事組合長
	非常勤	磯 谷 光 一	上越漁協代表理事組合長
	非常勤	山 田 良 樹	員外委員
	非常勤	長 井 徳 雄	大島漁協代表理事組合長
	非常勤	宮 原 淳 一	由比港漁協代表理事組合長
	非常勤	山 下 三 千 男	師崎漁協代表理事組合長
	非常勤	浅 井 利 一	三重外湾漁協代表理事組合長
理 代 表 理 事 理 事 長	常勤	関 義 文	
事 代 表 理 事 専 務	常勤	鈴 木 章 浩	
	常勤	専 務 理 事 佐 々 木 敦 博	
	常勤	常 務 理 事 秋 山 佳 史	
	常勤	常 務 理 事 喜 多 正 人	
	常勤	常 務 理 事 樋 口 雄 一	
	常勤	常 務 理 事 小 松 正 幸	
	常勤	常 務 理 事 吉 野 親 也	
	常勤	常 務 理 事 吉 田 正 樹	
	常勤	常 務 理 事 鈴 木 桂 次	
	常勤	常 務 理 事 仲 越 哉	
監 代 表 監 事	常勤	宮 本 哲 也	員外監事
事 監 事	非常勤	山 崎 明 人	員外監事
	非常勤	監 事 吾 妻 望	員外監事
	非常勤	監 事 平 野 秀 輔	員外監事

◆ 自動機の設置状況 ATM（現金自動預入・支払機）、記帳振替専用機の設置台数

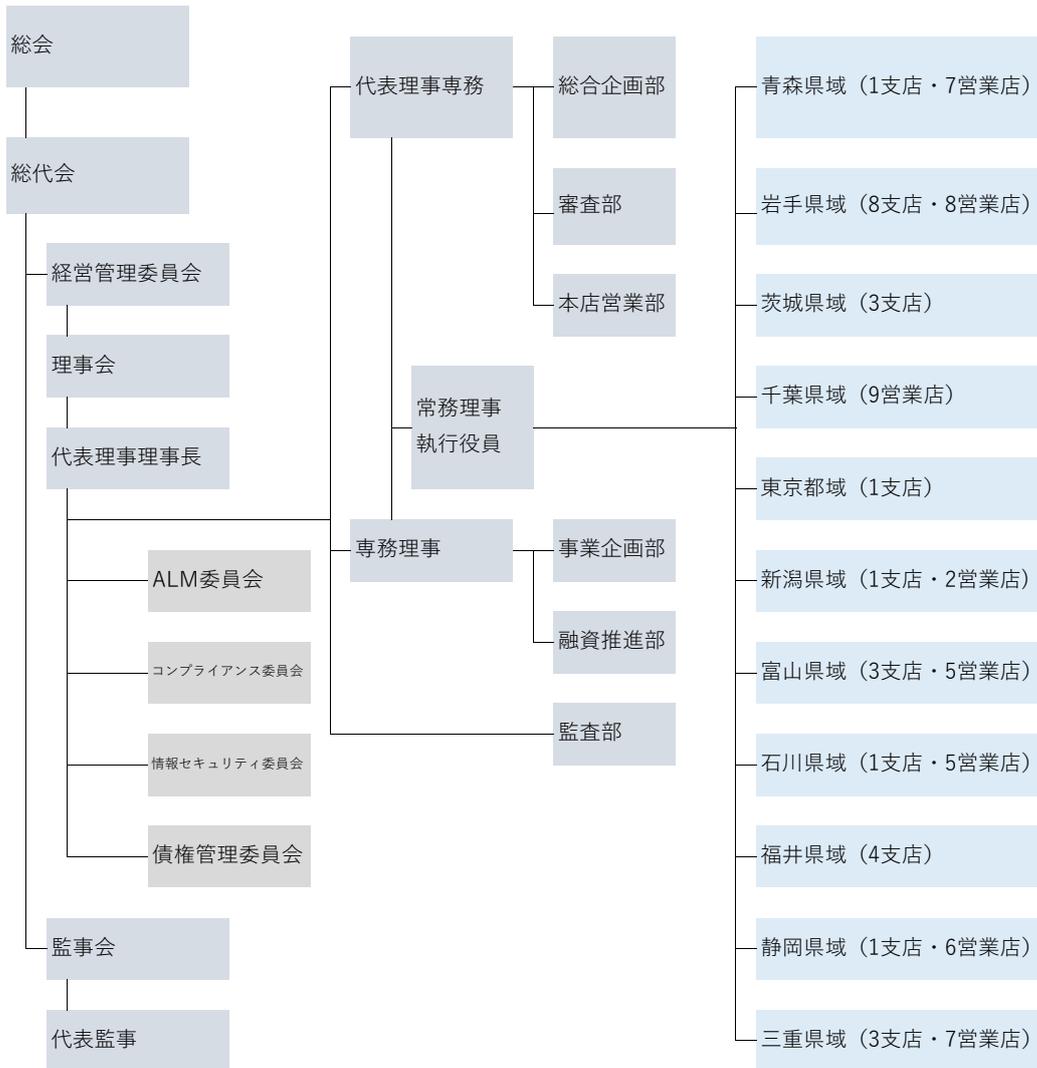
区分	種類	店舗内	店舗外
信漁連設置	ATM	69台	114台
	記帳振替専用	-	13台

◆ 協同会社 該当なし

◆ 特定信用事業代理業の状況

区分	氏名又は名称（商号）	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業	-	-	-

◆ 組織構成図（令和4年3月末）



◆ 店舗一覧 (令和4年3月末)

■ 千葉				
ATM	本店	〒260-0021	千葉市中央区新宿2-3-8	043-242-5261
ATM	木更津営業店	〒292-0067	木更津市中央3-3-1	0438-22-5171
	館山営業店	〒294-0045	館山市北条字浜田1371	0470-23-7121
ATM	勝浦営業店	〒299-5233	勝浦市浜勝浦370	0470-73-0117
	銚子営業店	〒288-0001	銚子市川口町2-6528	0479-22-5405
	富津営業店	〒293-0021	富津市富津2035-74	0439-87-5561
	勝山営業店	〒299-2117	安房郡鋸南町勝山122	0470-55-1511
	ちくら営業店	〒295-0025	南房総市千倉町千田1052-6	0470-43-8822
	鴨川営業店	〒296-0003	鴨川市磯村137-2	04-7093-2111
	海匝営業店	〒289-2706	旭市下永井308	0479-57-3202
■ 青森				
ATM	青森支店	〒030-0803	青森市安方一丁目1-32	017-722-1471
	平内土屋営業店	〒039-3372	東津軽郡平内町大字土屋字淀川地先	017-752-2233
	平内茂浦営業店	〒039-3381	東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦61	017-755-4649
	平内浦田営業店	〒039-3381	東津軽郡平内町大字茂浦字浦田地内	017-759-2719
	平内東田沢営業店	〒039-3301	東津軽郡平内町大字東田沢字田沢111	017-759-2001
	平内小湊営業店	〒039-3312	東津軽郡平内町大字浅所字浅所91-5	017-755-4650
	平内清水川営業店	〒039-3332	東津軽郡平内町大字清水川字和山90-3	017-756-2050
ATM	八戸営業店	〒031-0822	八戸市大字白銀町字三島下95	0178-33-2271
■ 岩手				
ATM	岩手支店	〒020-0023	盛岡市内丸16-1	019-623-8315
ATM	広田湾支店	〒029-2208	陸前高田市広田町字泊102-4	0192-56-3946
ATM	大船渡支店	〒022-0002	大船渡市大船渡町字砂子前32-6	0192-25-1010
ATM	末崎営業店	〒022-0001	大船渡市末崎町字平林28-13	0192-29-3011
ATM	赤崎営業店	〒022-0007	大船渡市赤崎町字蛸ノ浦68	0192-27-3131
	綾里支店	〒022-0211	大船渡市三陸町綾里字中曾根66	0192-42-2151
ATM	釜石大槌支店	〒026-0012	釜石市魚河岸3-3	0193-55-5316
	船越湾営業店	〒028-1371	下閉伊郡山田町船越第6地割28-3	0193-84-2726
	山田営業店	〒028-1332	下閉伊郡山田町中央町11-14	0193-81-2238
ATM	重茂営業店	〒027-0111	宮古市重茂第1地割37-1	0193-68-2211
	宮古山田支店	〒027-0091	宮古市築地2-2-32	0193-63-5222
ATM	北りあす支店	〒027-0307	宮古市田老3-2-1	0193-87-4455
ATM	小本浜営業店	〒027-0421	下閉伊郡岩泉町小本字家の向221-1	0194-28-2125
ATM	普代村営業店	〒028-8332	下閉伊郡普代村第9地割字銅屋31-4	0194-35-3111
	北三陸支店	〒028-0041	久慈市長内町第42地割6	0194-66-9035
	種市営業店	〒028-7914	九戸郡洋野町種市第22地割131-10	0194-69-1536

◆ 店舗一覧 (令和4年3月末)

茨城				
	茨城支店	〒310-0011	水戸市三の丸1-1-33	029-221-6281
ATM	波崎支店	〒314-0407	神栖市波崎新港9	0479-44-0575
	大津支店	〒319-1702	北茨城市大津町2799	0293-46-1118
東京				
ATM	東京支店	〒108-0075	港区港南4-7-8	03-3458-3031
新潟				
ATM	新潟支店	〒950-0078	新潟市中央区万代島2-1	025-241-7291
ATM	佐渡営業店	〒952-0011	佐渡市両津夷98-90	0259-23-3171
ATM	上越営業店	〒949-1352	糸魚川市大字能生字中山7567-2地先	025-566-5401
富山				
ATM	富山支店	〒930-0096	富山県富山市舟橋北町4-19	076-441-3528
ATM	飯野営業店	〒939-0667	富山県下新川郡入善町芦崎338	0765-76-0111
ATM	黒部営業店	〒938-0072	富山県黒部市生地中区365	0765-32-5070
ATM	魚津支店	〒937-0000	富山県魚津市漁港定坊割	0765-24-0068
ATM	滑川営業店	〒936-0047	富山県滑川市大町1733	076-475-0370
	岩瀬営業店	〒931-8378	富山県富山市岩瀬天神町265	076-437-7101
ATM	新湊営業店	〒934-0025	富山県射水市八幡町1-1100	0766-82-1370
ATM	氷見支店	〒935-0012	富山県氷見市比美町435	0766-72-0639
石川				
ATM	石川支店	〒920-0022	石川県金沢市北安江3-1-38	076-234-8821
ATM	金沢営業店	〒920-0332	石川県金沢市無量寺町ヲ-51	076-268-8870
ATM	西海営業店	〒925-0566	石川県羽咋郡志賀町西海風戸ヌ-8-2	0767-45-1321
ATM	輪島営業店	〒928-0075	石川県輪島市鳳至町下町166	0768-22-1489
	小木営業店	〒927-0553	石川県鳳珠郡能登町字小木34-11	0768-74-1311
ATM	すず営業店	〒927-1204	石川県珠洲市蛸島町ネ部62	0768-82-2241
福井				
	福井支店	〒910-8610	福井県福井市大手2-8-10	0776-21-6080
	越前支店	〒916-0315	福井県丹生郡越前町小樟7-65	0778-37-2070
ATM	敦賀支店	〒914-0061	福井県敦賀市蓬莱町17-19	0770-22-1344
	若狭支店	〒917-0081	福井県小浜市川崎3-16	0770-53-0312

◆ 店舗一覧 (令和4年3月末)

静岡			
ATM	静岡支店(総務部)	〒420-8644	静岡県静岡市葵区追手町9-18 054-273-4414
ATM	静岡支店(業務部)	〒425-0022	静岡県焼津市本町1-7-1 054-629-8682
ATM	下田営業店	〒415-0022	静岡県下田市2-12-28 0558-22-1840
ATM	伊豆伊東営業店	〒414-0043	静岡県伊東市新井1-7-8 0557-36-8413
	沼津営業店	〒410-3402	静岡県沼津市戸田339 0558-97-5985
ATM	由比営業店	〒421-3212	静岡県静岡市清水区蒲原小金219-7 054-388-2233
ATM	御前崎営業店	〒437-1623	静岡県御前崎市港6131 0548-63-0395
ATM	浜名営業店	〒431-0211	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2119-19 053-597-0540
三重			
ATM	三重支店	〒514-0006	三重県津市広明町323-1 059-227-3190
ATM	桑名営業店	〒511-0033	三重県桑名市赤須賀86-21 0594-24-2279
ATM	伊勢鳥羽支店	〒516-0028	三重県伊勢市中村町786-1 0596-23-2017
ATM	鳥羽営業店	〒517-0011	三重県鳥羽市鳥羽4-2360-16 0599-26-2689
ATM	答志町営業店	〒517-0002	三重県鳥羽市答志町1354-34 0599-37-2905
ATM	志摩営業店	〒517-0501	三重県志摩市阿児町鶴方1401-1 0599-43-7822
ATM	和具営業店	〒517-0703	三重県志摩市志摩町和具1896-53 0599-84-0300
ATM	わたらい営業店	〒516-1308	三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3 0596-72-0764
ATM	尾鷲支店	〒519-3604	三重県尾鷲市港町3-11 0597-22-0660
ATM	長島町営業店	〒519-3205	三重県北牟婁郡紀北町長島字前浜2187-2 0597-46-2231

◆ 沿革

年 月	主要な事象
昭和24年10月	静岡県信用漁業協同組合連合会設立
昭和24年10月	三重県信用漁業協同組合連合会設立
昭和24年12月	石川県信用漁業協同組合連合会設立
昭和25年6月	愛知県信用漁業協同組合連合会設立
昭和25年9月	青森県信用漁業協同組合連合会設立
昭和25年11月	新潟県信用漁業協同組合連合会設立
昭和25年12月	千葉県信用漁業協同組合連合会設立
昭和26年12月	福井県信用漁業協同組合連合会設立
昭和27年1月	茨城県信用漁業協同組合連合会設立
昭和28年3月	東京都信用漁業協同組合連合会設立
昭和28年12月	岩手県信用漁業協同組合連合会設立
昭和30年7月	富山県信用漁業協同組合連合会設立
令和1年10月	合併準備室設立
令和2年10月	合併契約書締結
令和3年4月	東日本信用漁業協同組合連合会設立
令和3年10月	愛知県信用漁業協同組合連合会との合併契約書締結
令和4年4月	愛知県信用漁業協同組合連合会と合併

## 地域の活性化のための取組みの状況

当会は、水産漁業協同組合法を根拠法に、漁協系統の地域金融機関として、会員及び組合員等の利用者ニーズに応じた質の高い金融サービスを提供し、管内漁業の発展、利用者の生活向上、さらには地域経済・社会貢献に向けて取組んでおります。

また、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローン等、融資・金融相談機能の発揮に加え、魚食普及活動の推進や海浜清掃活動等にも取組み、漁業・漁村の活性化に努めております。

### トピックス

#### ◆ 浜に出向く体制の構築と漁業金融機能の強化

各県の漁業情勢・支店体制等を踏まえた漁業金融機能の強化を図っております。具体的には、間接部門の効率化や役割分担の見直し等により漁業金融相談員の増員や各支店への配置を行いました。また、当会職員に対して現場の実情を踏まえた業務研修を行い、利用者へのサービス提供・金融機能向上に取り組んでおります。

#### ◆ 6次産業化支援の取組み

新型コロナウイルスの影響による需要減に苦しむ養殖業者への支援として、事業再構築補助金を活用した6次産業化のサポートを行いました。また、農林中央金庫と連携して事業計画策定の支援や、補助金交付までのつなぎ資金貸付対応を実施しました。

#### ◆ 漁業者所得向上に向けた取組み

JF販路拡大支援として、農協直売所における鮮魚販売のサポートを農林中央金庫と連携して実施しました。今後も販路拡大支援を通じて、漁業者の所得向上や地域活性化に貢献してまいります。

#### ◆ 新型コロナウイルス対策資金の取組み

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた養殖業者に対して、種苗・育成資金（行政による利子補給にて実質無利子化）対応を実施しました。

#### ◆ キャンペーンの実施

東日本信漁連誕生記念としてローン（フリーローン・マイカーローン・教育ローン）及び定期貯金・定期積金のキャンペーンを実施しました。

## 事業のご案内

当会は、貯金・貸出・為替の金融業務を行っております。

これらの業務は、漁協・信漁連・農林中金の三段階の組織が有機的に結びつき、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。

## ●貯金業務

会員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしております。

普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

当会店舗に設置のATMの他、全国の漁協・信漁連、銀行、信用金庫をはじめとするM I C S加盟金融機関のキャッシュサービスコーナー、コンビニエンスストア等のATMでも現金のご出金が可能です。

## 貯金の種類

種類	特色	期間	お預入額	
総合口座 (普通貯金・定期貯金)	1冊の通帳で貯める・使う・借りる・自動支払などの機能がセットされた口座です。暮らしの家計簿としてご利用ください。 普通貯金が不足しても定期貯金の合計額の90%最高900万円まで自動融資が受けられます。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	手形・小切手が利用できる商取引の決済口座です。	出し入れ自由	1円以上	
普通貯金	いつでも出し入れ自由な貯金です。公共料金等のお支払いや給与、年金などの自動受取もできます。 ※お客様のご要望により、貯金保険制度で全額保護の対象となる無利息の決済用普通貯金へ切り替えが可能です。	出し入れ自由	1円以上	
通知貯金	まとまった資金の短期間の預け入れに利用できる貯金です。	7日以上	1万円以上	
納税準備貯金	納税のために日頃から準備しておく貯金です。お利息は非課税です。	納税の際引き出し	1円以上	
貯蓄貯金 (I型・II型)	個人のお客様限定の、普通貯金の便利さと定期貯金の有利さを兼ね備えた貯金です。普通貯金と貯蓄貯金間のスウィング（振替機能）も備えております。基準残高以下の場合は普通貯金金利となります。 なお、I型の場合、1ヶ月に6回以上のお引き出しには手数料がかかります。	出し入れ自由	1円以上	
定期貯金	期日指定定期貯金	個人のお客様限定の、1年複利の定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。	最長3年 (1年据置後満期日を指定)	1円以上
	スーパー定期 <単利型>	小口のお客様用の自由金利型定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1ヶ月以上5年以内	1円以上
	スーパー定期 <複利型>	個人のお客様限定の、半年複利の自由金利型定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	3年以上5年以内	1円以上
	大口定期貯金	大口のお客様用の自由金利型定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1ヶ月以上5年以内	1000万円以上
	変動金利型 定期貯金<単利型>	半年ごとに金利が変わる定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1年以上3年以内	1円以上
	変動金利型 定期貯金<複利型>	個人のお客様限定の、半年複利の定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1年以上3年以内	1円以上
積立定期貯金	毎月の積立をスーパー定期でお預かりする定期貯金です。	1ヶ月以上5年以内	1円以上	
定期積金	契約時に満期目標額を設定する方式と毎回の掛金額を定める方式がございます。	6ヶ月以上7年以内	100円以上	

(注) 貯金に関しては、貯金規定集の内容をご覧ください、ご不明な点は店頭窓口までお尋ねください。

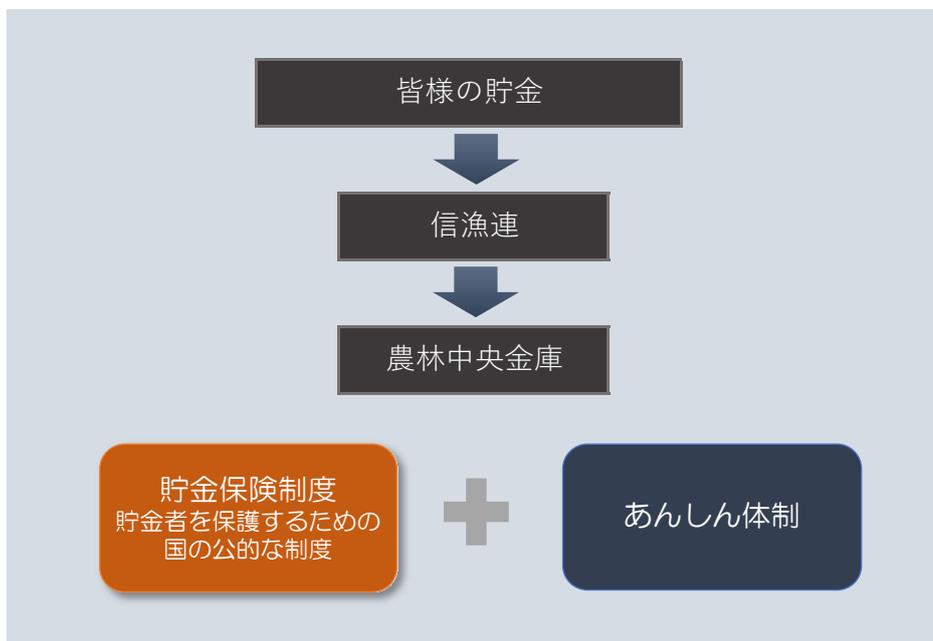
## JF マリンバンクが安心な理由

「あんしん体制」で、組合員・利用者の皆様が  
より安心できるメインバンクとなることを目指しております。

JF マリンバンクでは、平成15年1月に施行された再編強化法（※）の規定に基づき、「あんしん体制」というセーフティネットを構築しております。

「あんしん体制」は、経営に問題のある経営体を早期に発見し早期に改善することで、より信頼され利用される浜の暮らしに密着した金融機関となるための仕組みです。

※再編強化法・・・正式には「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」



セーフティネットが皆様の貯金を守ります！

#### ◆ 貯金保険制度

貯金者を保護するための国の公的な制度が「貯金保険制度」です。漁協、信漁連、農林中央金庫などが加入しており、加入者が納める保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護しております。

#### ◆ あんしん体制

貯金者を守るため「JF マリンバンク中央本部」が各漁協、信漁連の経営状況を日頃からチェックして健全な経営を維持することで、皆様からお預かりした貯金をグループ全体でしっかりお守りいたします。

このシステムで浜の安心を提供していきます。

## ●貸出業務

会員への融資をはじめ、地域住民の皆様や事業主の皆様の暮らしや、漁業者・事業者の皆様の事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体・水産関連産業などへのご融資を通じて、地域経済の発展に貢献しております。なお、日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次ぎもしております。

## 貸出金の種類

## ◆漁業制度資金

種類	資金用途	融資限度額	融資期間	保証	担保
漁業近代化資金	漁船の建造、取得、改造	<漁船漁業者> 9,000万円(20トン未満) 36,000万円(20トン以上)	漁船20年以内 据置期間：3年以内	漁業信用基金協会 遠洋沖合漁業信用基金協会	必要に応じて設定
	エンジンの交換、漁船用機器の設置		機器10年以内 据置期間：3年以内		
	漁網等漁具の購入	<養殖業者> 9,000万円（個人） 36,000万円（法人）	漁具・養殖いかだ 5年以内（大型定置網にあっては10年以内） 据置期間：2年以内		
	水産物等運搬車の購入	<水産加工業者> 9,000万円			
	漁業倉庫の建設	<漁協等> 120,000万円	種苗等 5年以内 据置期間：3年以内		
	タイ、アジ等の種苗購入等	※資金用途により融資額が異なります。	※資金用途により融資期間が異なります。		

## ◆事業関連資金

種類	資金用途	融資限度額	融資期間	保証	担保
JFマリンバンク 浜の活力再生資金	浜の活力再生(広域)プランの実践に必要な設備資金 漁協・漁連の共同利用施設の整備等に必要な設備資金	事業計画に基づく合理的な金額	20年以内 据置期間：3年以内		
JFマリンバンク 災害緊急資金	<自然災害の場合> 漁業経営の維持や再開にかかる運転資金（短期・長期）  <感染症被害の場合> 行政等からの金融支援等を受けるまでのつなぎ資金	<自然災害の場合> 短期資金・長期資金の合算で600万円以内かつ所要額以内  <感染症被害の場合> 所要額以内	短期資金：1年以内  長期資金：10年以内 据置期間：3年以内	漁業信用基金協会 遠洋沖合漁業信用基金協会 信用保証協会	必要に応じて設定
JFマリンバンク 新規就業者応援資金	漁業経営・漁業生産に必要な設備資金・運転資金	5,000万円以内かつ所要資金以内	10年以内 据置期間：3年以内	漁業信用基金協会 遠洋沖合漁業信用基金協会	
JFマリンバンク 浜活性化応援資金Ⅰ	漁業経営・漁業生産・水産物の加工及び流通に必要な短期の経常運転資金	所要資金以内	1年以内	漁業信用基金協会 遠洋沖合漁業信用基金協会 信用保証協会	
JFマリンバンク 浜活性化応援資金Ⅱ	漁業経営・漁業生産・水産物の加工に必要な長期の運転資金	所要資金以内	10年以内 据置期間：3年以内		

## ●貸出業務

## ◆住宅資金

種類	資金使途	融資限度額	融資期間	保証	担保
J F 住宅ローン	住宅の新築 土地及び住宅の購入 リフォーム	全国保証(株) 10,000万円以内	35年以内	全国保証(株) 協同住宅ローン(株)	ご融資対象 物件 及び敷地
	住宅ローンの借換	協同住宅ローン(株) 5,000万円以内			
J F ローン	リフォーム リフォームローン の借換	オリコ保証 1,000万円 ジャックス保証 1,500万円	オリコ保証 15年以内 ジャックス保証 20年以内	オリコ保証 ジャックス保証	不要
	無担保借換住宅 ローン 住宅ローンの借換	1,500万円	20年以内	ジャックス保証	不要

## ◆生活関連資金

種類	資金使途	融資限度額	融資期間	保証	担保
J F ローン	マイカーローン 自動車購入 車検・修理・運転 免許証取得費用等	1,000万円以内	10年以内	オリコ保証 ジャックス保証	不要
	フリーローン 使いみち自由 ※事業性資金は除 く	500万円以内	10年以内	オリコ保証 ジャックス保証	不要
	教育ローン 入学・在学に必要な 資金 教育ローンの借換	1,000万円以内	オリコ保証 10年 ジャックス保証 17年	オリコ保証 ジャックス保証	不要
	その他目的ローン 耐久消費財購入等 漁業・水産関連全 般の設備に係る資 金	500万円以内	10年以内	ジャックス保証	不要
漁協カードローン	お使いみち自由 ※事業性資金は除く	100万円以内 初回は30万円以内	3年毎の自動更新	ジャックス保証	不要

※漁業制度資金につきましては、漁業近代化資金の他に漁業経営維持安定資金、沿岸漁業改善資金等もご利用いただけます。

なお、漁業制度資金は都県毎に要綱等が定められている為、詳しくは最寄りの窓口にてご相談ください。

※事業関連資金、住宅資金、生活関連資金につきましては、都県域毎に独自商品のご利用が可能です。

詳しくは最寄りの窓口にてご相談ください。

## ◆融資の業務代理

日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）の融資業務代理

住宅金融支援機構の融資業務代理

福祉医療機構の融資業務代理

北方領土問題対策協会の融資代理業務

## ●為替・各種サービス

多様化するお客様のニーズに対応するため、マリンバンクの特性を活かしたきめ細やかなサービスを提供しております。

### ◆ 為替業務

資金の振込や送金、小切手や手形の代金取立等の内国為替業務を取り扱っております。

### ◆ 各種年金のお受け取り

国民年金・厚生年金・船員保険・共済組合年金などがお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。

### ◆ 自動振替

電気・電話・NHK受信料といった公共料金をはじめ、国税、県税、高校授業料、国民年金掛金などをお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。

### ◆ 収納代理

県税・市税などのお振込みがご利用いただけます。

### ◆ 給与振込

給料やボーナスが会社から直接お客様の貯金口座に振り込まれます。

### ◆ クレジットカード

マリンクレジットはショッピングやレジャーなどサイン一つで国内はもちろん海外の加盟店でもご利用になれる便利なカードです。

### ◆ デビットカード

ジェイデビット(J-Debit)のマークのある加盟店でお持ちのキャッシュカードでお買い物ができます。

### ◆ JF マリンネットバンク

お手持ちのインターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンから残高照会や振込・振替等が24時間いつでも可能なサービスです。

また、パソコン・スマートフォンから公共料金や税金等各種料金のお支払いができるペイジー (Pay-easy) サービスにも対応しております。

## ●商品利用の留意事項

当会では、貯金等の商品を利用されるお客様に対して、顧客保護の観点から当該商品の契約の内容及び重要事項等について説明及び情報の提供を行っております。

- ・店頭での主要な貯金・定期積金の金利の表示
- ・店頭でのサービス手数料一覧の表示
- ・商品内容全般に対する情報提供（お客様のお求めに応じた説明による）

商品名、期間（自動継続の有無を含む）、受入方法、払戻（支払）方法、利息（利率、計算方法等）、手数料、中途解約時の取扱い、付加できる特約事項（総合口座の担保差入等）、借入金額、借入期間、借入利率、資金用途、返済方法、担保、保証、その他参考となる事項

## 主なサービス手数料

## ■振込手数料

(消費税含む)

種類				手数料		
				同一店宛	本支店宛	他行宛
窓口扱	電信扱	貯金振替扱	3万円未満	110円	220円	660円
			3万円以上	330円	440円	880円
		現金扱	3万円未満	110円	220円	660円
			3万円以上	330円	440円	880円
	文書扱	貯金振替扱	3万円未満			660円
			3万円以上			880円
		現金扱	3万円未満			660円
			3万円以上			880円
F P D ・ C D 持込扱			3万円未満	110円	110円	380円
※1			3万円以上	110円	330円	550円
W e b 自振 (総合振込) 扱			3万円未満	無料	110円	270円
※2			3万円以上	無料	220円	440円
インターネットバンキング扱			3万円未満	無料	110円	270円
			3万円以上	無料	220円	440円

※1、※2 法人・事業者のお客様が対象です。

## ■ATM振込手数料

(消費税含む)

種類				手数料		
				同一店宛	本支店宛	他行宛
A T M 扱	当会キャッシュ	3万円未満	無料	110円	270円	
		3万円以上	無料	330円	440円	
	現金	3万円未満	無料	110円	270円	
		3万円以上	220円	330円	440円	
	他行キャッシュ	3万円未満	110円	220円	380円	
		3万円以上	330円	440円	550円	

## ■為替自動振込手数料

(消費税含む)

種類			手数料			
			同一店宛	本支店宛	他行宛	
定時定額自動振込扱			3万円未満	無料	110円	270円
			3万円以上	無料	220円	440円

(令和4年3月末)

**■窓口両替手数料（金種指定払戻手数料）**

（消費税含む）

両替枚数		手数料
1枚	～ 50枚	無料
51枚	～ 100枚	110円
101枚	～ 300枚	220円
301枚	～ 500枚	330円
501枚	～ 700枚	440円
701枚	～ 1,000枚	550円
1,001枚	～	500枚毎に 330円を加算

**■窓口大量硬貨入金手数料**

（消費税含む）

入金枚数		手数料
1枚	～ 100枚	無料
101枚	～ 300枚	220円
301枚	～ 500枚	330円
501枚	～ 700枚	440円
701枚	～ 1,000枚	550円
1,001枚	～	500枚毎に 330円を加算

- ※1. 両替の枚数単位は、お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受け取られる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれが多い方とします。
2. 同時（同日）に複数回の両替、大量硬貨入金を依頼される場合は、その合計枚数に応じた手数料を頂きます。
3. 金種指定払戻しとは、金種を指定した貯金口座の出金をいい、その際のお取扱い枚数は「払戻枚数から1万円札を除いた枚数」となります。
4. 大量硬貨による振込・諸納付等についても同額の手数料を頂きます。

（令和4年3月末）

■ATMご利用手数料

(消費税含む)

金融機関名	取引種別	平日			土曜日			日祝祭日
		早朝	時間内	時間外	早朝	時間内	時間外	時間外
東日本信漁連	入金	無料			無料			無料
	出金	無料			無料			無料
全国ネット (全国の漁協・信漁連)	入金	無料			無料			無料
	出金	無料			無料			無料
J Aバンク	出金	無料			無料			無料
セブン銀行	入金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
	出金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ローソン	入金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
	出金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
E-net	入金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
	出金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ゆうちょ銀行	入金	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
	出金	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
MICS提携行 (上記以外の金融機関)	出金	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
		※1		※1	※1		※1	※1

- ※1 MICS提携行で手数料が220円の取引（早朝、時間外での出金）を行う際に、お客様の口座が総合口座等で当該取引により貸越が発生する場合には、取引金額が1万円以下の場合取り扱いできません。
- ※2 E-net取扱店舗は、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、カインズホーム、ベイシア、ライフ等です。なお、ミニストップについては、MICS提携行の利用手数料となります。
- ※3 全国の漁協・信漁連と、セブン銀行、ゆうちょ銀行、ローソン、E-netのATMでは、出金取引に加えて入金取引もできます。信漁連の窓口が開いていない時間帯にもお気軽にご利用ください。
- ※4 ATMのお取り扱い時間は次のとおりです。（店舗により下記の時間帯内でも取り扱いを行っていない場合がございますので、ATMコーナーの表示をご確認ください）

	平日			土曜日			日祝祭日
	早朝	時間内	時間外	早朝	時間内	時間外	時間外
お取扱時間	8:00	8:45	18:00	8:00	9:00	14:00	8:00
	}	}	}	}	}	}	}
	8:45	18:00	21:00	9:00	14:00	21:00	21:00

(令和4年3月末)

### 確認書

1. 私は令和3年4月1日～令和4年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月29日

東日本信用漁業協同組合連合会  
代表理事 理事長 関 義文

## 資料編目次

- 25 業績
- 26 財務諸表の状況  
貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書、キャッシュフロー計算書、役員等の報酬体系
- 38 貯金の状況  
種類別・貯金者別貯金残高、科目別貯金平均残高、財形貯蓄残高
- 39 貸出金等の状況  
種類別・用途別・貸出者別貸出金残高、科目別貸出金平均残高、業種別貸出金残高、貸出金担保別内訳残高、債務保証担保別内訳残高、主要な水産業関係の貸出金残高
- 42 有価証券の状況  
種類別有価証券平均残高、有価証券残存期間別残高、有価証券の取得価額・時価及び評価損益、保有有価証券の利回り、オフバランス取引の状況、先物取引の状況、オプション取引の時価情報
- 44 受託業務・為替業務の状況  
受託貸付金の残高、内国為替の取扱実績
- 45 経営指標等の状況  
最近5年間の主要な経営指標、経営諸指標、粗利益・業務純益、資金運用勘定・調達勘定の平均残高等、受取・支払利息の増減額、経費の内訳
- 48 自己資本の充実の状況  
自己資本調達手段の概要に関する事項、自己資本の構成に関する事項、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額、所要自己資本額、自己資本の充実に関する事項  
信用リスクに関する事項  
標準的手法に関する事項、信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳、信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳、3月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳、貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、貸出金償却の額、信用リスク削減効果勘定後の残高及び自己資本控除額  
信用リスク削減手法に関する事項  
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要、信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額、派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項、証券化エクスポージャーに関する事項  
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項  
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項  
出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要、出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価、出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益、貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
金利リスクに関する事項  
金利リスクの算定方法の概要
- 58 リスク管理情報  
信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

- 記載金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。  
そのため合計欄が表示上一致しない場合があります。  
また、零円の場合は"-"で、単位未満の場合は"0"で表示しています。

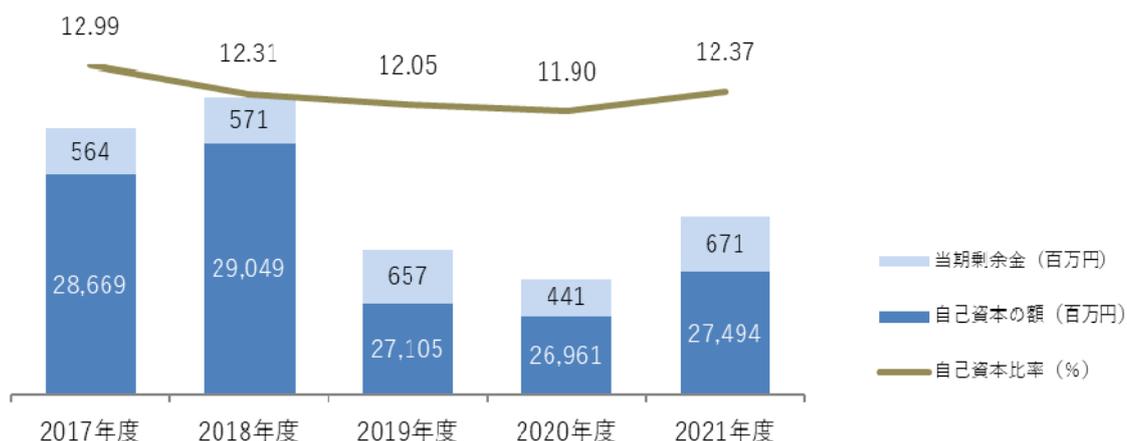
## 収支の状況

令和3年度、当会経営状況は、経常収益6,155百万円（計画対比+614百万円）、経常利益919百万円（同比+477百万円）、当期剰余金671百万円（同比+278百万円）の実績となりました。貯金・貸出金の年度末残高は貯金6,188億円（同比+40億円）、貸出金1,114億（同比+45億円）と計画値を上回る実績となり、安定的な収益計上につながりました。また、合併に伴う経営効率化等により、事業管理費の削減にも取り組み、経常利益・当期剰余金ともに計画値を上振れて達成することができました。

なお、金融機関の健全性を示す自己資本比率は12.37%であり、JFマリンバンク基本方針の定める基準値（8%）を超過しております。

令和4年4月に愛知県信漁連が本会に合流し、当初想定した12都県域体制が完了しました。事業基盤をより強固なものとし、経営の効率性を高めることで一層の収支改善に取り組んでいきます。

### 当期剰余金・自己資本比率の推移



## 貯金業務

定期貯金・定期積金統一キャンペーン等を中心に貯蓄推進活動を展開し、年度末残高は6,188億円の実績となりました。

## 貸出業務

浜に出向く体制を強化する方針のもと、利用者への訪問活動を積極的に実施するとともに、合併に伴う大口信用供与拡大による漁船建造等の大口資金需要への対応や、生活ローンの統一キャンペーン推進等に取り組むことにより、年度末残高は1,114億円の実績となりました。

## ◆貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和2年度	令和3年度	科目	令和2年度	令和3年度
<b>■資産の部</b>			<b>■負債の部</b>		
現金	8,280	7,906	貯金	638,070	618,846
預け金	530,941	507,128	当座貯金	653	639
系統預け金	524,096	500,856	普通貯金	280,983	288,622
系統外預け金	6,845	6,271	納税準備貯金	283	327
有価証券	13,460	11,389	貯蓄貯金	633	627
国債	2,914	2,004	通知貯金	199	401
地方債	4,651	4,557	別段貯金	5,266	3,425
政府保証債	2,533	2,485	定期貯金	343,453	318,339
社債	2,425	1,920	積立定期貯金	3,570	3,485
外国証券	935	421	定期積金	3,026	2,978
貸出金	102,556	111,460	借入金	16,174	16,474
手形貸付金	9,694	11,331	手形借入金	-	3,300
証書貸付金	82,818	87,194	証書借入金	16,174	13,174
当座貸越	6,568	7,689	代理業務勘定	0	0
金融機関貸付	3,475	5,245	その他負債	1,895	2,476
割引手形	-	-	貸付留保金	1,285	1,865
その他資産	921	890	未払法人税等	40	35
未決済為替貸	15	17	従業員預り金	157	164
前払費用	21	9	未決済為替借	112	111
未収収益	525	530	未払費用	143	147
その他の資産	360	332	前受収益	32	33
固定資産	3,281	2,837	リース債務	12	2
有形固定資産	3,216	2,781	その他の負債	110	115
無形固定資産	64	56	諸引当金	1,723	1,794
外部出資	29,871	29,879	賞与引当金	121	141
繰延税金資産	-	-	退職給付引当金	1,598	1,638
長期前払費用	345	307	役員退職慰労引当金	-	13
債務保証見返	443	402	睡眠貯金払戻引当金	4	-
貸倒引当金	△ 3,436	△ 3,472	建物等除却損失引当金	-	-
外部出資等損失引当金	△ 1	-	繰延税金負債	15	5
			再評価に係る繰延税金負債	296	232
			債務保証	443	402
			<b>負債の部 計</b>	<b>658,620</b>	<b>640,232</b>
			<b>■純資産の部</b>		
			出資金	19,317	19,323
			資本準備金	20	20
			利益剰余金	7,456	8,147
			利益準備金	3,118	3,153
			その他利益剰余金	4,338	4,994
			特別積立金	2,555	2,555
			優先出資償却積立金	1,000	1,000
			資産除去費用積立金	20	20
			当期末処分剰余金	763	1,418
			(内当期剰余金)	(441)	(671)
			会員資本合計	26,794	27,492
			その他有価証券評価差額金	475	396
			土地再評価差額金	774	608
			評価・換算差額等合計	1,250	1,005
			<b>純資産の部 計</b>	<b>28,044</b>	<b>28,497</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>686,665</b>	<b>668,730</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>686,665</b>	<b>668,730</b>

## ◆損益計算書

(単位：百万円)

損失の部	令和2年度	令和3年度	利益の部	令和2年度	令和3年度
経常費用	5,657	5,235	経常収益	6,165	6,155
資金調達費用	301	238	資金運用収益	5,051	4,944
貯金利息	284	224	貸出金利息	1,692	1,602
借入金利息	0	0	預け金利息	40	12
支払雑利息	10	5	有価証券利息配当金	206	185
支払奨励金	6	7	受入雑利息	0	1
役務取引等費用	276	94	受取奨励金	2,970	2,704
内国為替支払手数料	45	17	受取特別配当金	141	437
その他支払手数料	159	19	役務取引等収益	273	204
その他役務取引等費用	71	57	内国為替受入手数料	131	113
その他事業費用	199	145	その他受入手数料	99	68
融資保険料	58	32	その他役務取引等収益	43	22
支払助成金	2	3	その他事業収益	561	907
国債等債券売却損	-	-	信託報酬	16	-
国債等債券償還損	-	-	受取出資配当金	471	477
事業推進費	130	105	受取助成金	25	430
債権管理費	7	4	国債等債券売却益	48	-
事業管理費	4,807	4,568	国債等債券償還益	-	-
人件費	2,815	2,618	その他経常収益	278	98
旅費交通費	67	61	貸倒引当金戻入益	73	-
業務費	746	829	賃貸料	39	35
負担金	229	217	繰入教育情報資金	88	3
施設費	839	759	その他の経常収益	77	59
貯金保険料	54	53			
雑費	21	6			
税金	32	21			
その他経常費用	73	189			
貸倒引当金繰入	-	35			
貸出金償却	6	-			
その他の経常費用	66	153			
<b>経常利益</b>	<b>507</b>	<b>919</b>			
特別損失	18	254	特別利益	12	0
減損損失	-	250	受入補助金	2	0
臨時損失	-	-	その他の特別利益	9	0
その他の特別損失	18	4			
<b>税引前当期利益</b>	<b>500</b>	<b>664</b>			
法人税、住民税及び事業税	58	35			
法人税等調整額	0	△42			
<b>当期剰余金</b>	<b>441</b>	<b>671</b>			
前期繰越剰余金	316	581			
土地再評価差額金取崩額	-	165			
電算対策積立金取崩額	4	-			
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>763</b>	<b>1,418</b>			

# ◆注記表 (令和4年3月末 財務諸表)

## I. 継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

## II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。
  - 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。
  - 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。
  - 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。
  - その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 固定資産の減価償却の方法は、以下のとおりです。
  - 有形固定資産（リース資産を除く）
    - 建物及び建物付属設備・構築物の償却方法は定額法です。
    - 車両及び器具・備品の償却方法は定率法です。
    - 取得価額100千円以上200千円未満一括償却資産は、3年間で均等償却しております。
    - 平成15年4月1日以降に取得した300千円未満の少額減価償却資産は取得時に費用処理しております。
    - 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - 無形固定資産（リース資産を除く）
    - ソフトウェアは当会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
  - リース資産
    - リース資産のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 引当金の計上基準は以下のとおりです。
  - 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程ならびに貸倒償却及び貸倒引当金計上基準に則り、以下のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。
  - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
    - 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
    - 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定期間（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理しています。  
なお、過去勤務費用の未処理額はありません。  
(追加情報)  
退職給付債務の計算方法の変更  
当会は令和3年4月1日の合併に伴い職員数が300人を超えることが常態化したため、当事業年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。  
この変更にもとない、退職給付引当金が96,959千円減少し、経常利益および税引前当期利益はそれぞれ96,959千円増加しております。
  - 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
- 収益及び費用の計上基準は以下のとおりです。

当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

  - リース取引の処理方法は以下のとおりです。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
    - なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
  - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式です。

## III. 会計方針の変更に関する注記

- 車両及び器具・備品の減価償却方法について、従来定額法を採用していましたが、令和3年4月1日の合併に伴う会計処理の統一のため、当年度から定率法に変更しております。  
この変更による当年度の経常利益及び税引前当期利益への影響は軽微であります。
- 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度への影響はありません。
- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。  
この結果、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。  
消費税等の会計処理につきましては、従来税込方式によっておりましたが、収益認識の会計基準等の適用に伴い、当事業年度より税抜方式に変更しております。なお、この変更に伴う経常利益及び税引前利益に対する影響は軽微であります。

#### IV. 表示方法の変更に関する注記

該当ありません。

#### V. 会計上の見積りに関する注記

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 145,997千円  
(2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年4月に作成した広域再編計画を基礎として、当会社が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りについては、将来の不確実な経営環境及び当会社の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

##### 2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 250,322千円  
(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較すること等により、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年4月に作成した広域再編計画を基礎として算出しており、計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

#### VI. 会計上の見積りの変更に関する注記

##### 1. 一般貸倒引当金

「II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3.引当金の計上基準」に記載の通り、従来、当社の一般貸倒引当金の計算方法は、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額を計上する方法でありましたが、より合理的な貸倒見積高を算定するため、当期より過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上することとしました。

この変更に伴い、従来の方法に比べ、貸倒引当金繰入が178,564千円減少し、経常利益及び税引前当期利益が178,564千円増加しております。

#### VII. 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

#### VIII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は3,988,531千円、圧縮記帳累計額100,001千円です。  
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部は、リース契約により使用しております。  
3. 担保に供している資産は、次のとおりです。

担保に供している資産	系統定期預け金	36,926,000 千円
	系統外定期預け金	41,897 千円
	差入保証金	11,994 千円
担保資産に対応する債務	為替資金決済	93,600 千円
	借入金（日銀資金原資）	1,070,000 千円
	公金収納決済	- 千円

4. 経営管理委員及び理事、監事に対する金銭債権の総額は3,891,748千円です。  
5. 経営管理委員及び理事、監事に対する金銭債務はありません。  
6. リスク管理債権の内訳は以下のとおりです。

- (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は2,875,914千円、危険債権額は3,462,625千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

- (2) 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

- (3) 債権のうち、貸出条件緩和債権額は73,470千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

- (4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,412,010千円です。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は24,540,547千円です。このうち原契約期間が一年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）が24,540,547千円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示価格及び第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出しております。
- 土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は423,520千円です。

## IX. 損益計算書に関する注記

1. 当事業年度において固定資産の減損損失を以下のとおり特別損失に計上しました。
  - (1) グルーピングの方法  
業務用資産については、管理会計の最小区分である都県単位でグルーピングしております。また、遊休資産及び賃貸資産については、物件毎に個別の資産グループとしております。
  - (2) 当事業年度において減損損失を認識した資産又は資産グループ
 

場所	用途	種類	減損損失
福井	支店	土地	229,232 千円
三重	賃貸資産	土地	21,090 千円
  - (3) 減損損失の認識に至った経緯  
福井支店及び三重の賃貸資産については、土地の時価が著しく下落しているため、これらの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。
  - (4) 回収可能価額の算定方法  
回収可能価額については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.37%で割り引いて算定しております。

## X. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当社は、関東及び東北、北陸、東海を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。  
当社は、貯金及び借入金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債及び地方債等の有価証券による運用を行っております。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当会社が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、60%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。  
また、有価証券は債券であり、満期保有目的、その他目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
借入金については、日本銀行が実施する被災地金融機関支援及び成長基盤強化支援、新型コロナウイルス感染症対応金融支援によるものです。
  - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
    - ① 信用リスクの管理  
当社は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。  
また、通常の貸出取引については、本店に審査部を配置し、都県に配置した審査担当者との連携を図りながら与信審査を行っております。  
審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。  
貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。  
不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本店の総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。
    - ② 市場リスクの管理  
当会社では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。  
とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会社の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層と主要な職員とで構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、経営管理委員会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。  
当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。  
当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。  
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度未現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が151,765千円減少するものと把握しております。  
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
    - ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会社は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。  
また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない出資等は、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	7,906,120	7,906,120	-
(2) 預け金	507,128,582	507,128,730	147
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,433,178	6,662,927	229,748
其他有価証券	4,956,280	4,956,280	-
(4) 貸出金	111,460,890		
貸倒引当金(*)	△ 3,472,257		
	107,988,632	113,088,272	5,099,640
資産計	634,412,794	639,742,331	5,329,536
(1) 貯金	618,846,965	618,932,665	85,700
(2) 借入金	16,474,138	16,474,004	△ 133
負債計	635,321,103	635,406,670	85,566

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元金金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元金金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

4. 市場価格のない出資等は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 系統出資	25,451,559
② 系統外出資	4,428,210
合計	29,879,769

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	507,128,582	-	-
有価証券	440,000	440,000	1,240,000
満期保有目的の債券	240,000	440,000	1,240,000
その他有価証券のうち			
満期があるもの	200,000	-	-
貸出金(*)	32,863,907	12,417,987	11,351,992
合計	540,432,489	12,857,987	12,591,992

	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	-	-	-
有価証券	480,000	400,000	7,798,309
満期保有目的の債券	480,000	400,000	3,598,309
その他有価証券のうち			
満期があるもの	-	-	4,200,000
貸出金(*)	8,585,729	7,232,368	34,991,388
合計	9,065,729	7,632,368	42,789,697

(\*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の4,017,516千円は、含めておりません。また、分割実行案件の未実行額は含まれておりません。  
なお、一部の金融機関向けの貸出金5,245,000千円は5年超に含めております。

6. 貯金・借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金(*)	590,760,427	16,484,688	9,010,947
借入金	7,970,000	3,400,000	5,100,000
合計	598,730,427	19,884,688	14,110,947

	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*)	1,836,098	751,242	3,559
借入金	-	-	4,138
合計	1,836,098	751,242	7,697

(\*) 貯金のうち要求払貯金294,043,465千円については、「1年以内」に含めて開示しております。  
また、貯金のうち定期積金は元金のみ表示し、給付補てん備金については含めておりません。

## XI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「政府保証債」等が含まれております。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,099,858	1,136,568	36,709
	地方債	3,326,703	3,476,236	149,532
	政府保証債	100,000	110,010	10,010
	社債	1,500,256	1,526,880	26,623
	外国証券	206,359	214,413	8,053
	小計	6,233,178	6,464,107	230,928
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	社債	200,000	198,820	△1,180
	外国証券	-	-	-
	小計	200,000	198,820	△1,180
合計		6,433,178	6,662,927	229,748

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

		取得原価または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えるもの	国債	799,620	904,860	105,239
	地方債	1,100,062	1,230,970	130,907
	政府保証債	2,105,381	2,385,100	279,718
	社債	203,257	220,230	16,972
	外国証券	200,000	215,120	15,120
	小計	4,408,322	4,956,280	547,957
貸借対照表計上額が取得 原価または償却原価を超 えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,408,322	4,956,280	547,957

なお、上記の評価差額から繰延税金負債151,565千円を差し引いた額396,392千円が「その他有価証券評価差額金」として計上されております。

- (3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (4) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## X II. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。
  - (1) 採用している退職給付制度の概要  
職員の退職給付にあてるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。
  - (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
 

期首における退職給付引当金	1,598,093 千円
勤務費用	235,995 千円
退職給付の支払額	△ 98,473 千円
合併による簡便法から原則法への移行に伴う影響額	△ 96,959 千円
<b>期末における退職給付引当金</b>	<b>1,638,655 千円</b>
  - (3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
 

退職給付債務	1,638,655 千円
未積立退職給付債務	1,638,655 千円
未認識過去勤務費用	- 千円
未認識数理計算上の差異	- 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,638,655 千円
退職給付引当金	1,638,655 千円
  - (4) 退職給付に関連する損益
 

勤務費用	235,995 千円
簡便法から原則法への移行に伴う費用処理額	△ 96,959 千円
退職給付費用	139,035 千円
  - (5) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項  
割引率 0.17%
2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,818千円を含めて計上しております。  
なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は283,700千円です。

## X III. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりです。
 

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	586,211 千円
賞与引当金損金算入限度超過額	39,228 千円
退職給与引当金損金算入限度超過額	453,252 千円
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	3,825 千円
減価償却限度超過額	40,905 千円
貸出金償却否認	18,757 千円
未収貸出金利息	1,586 千円
減損損失	20,249 千円
電話加入権除却否認額	946 千円
税務上の繰越欠損金	368,221 千円
その他	9,012 千円
繰延税金資産小計	1,542,195 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（*2）	△ 292,618 千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 1,103,579 千円
評価性引当額小計（*1）	△ 1,396,197 千円
繰延税金資産合計(A)	145,997 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 151,565 千円
繰延税金負債合計(B)	△ 151,565 千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	△ 5,567 千円

（\*1）前期に比べて評価性引当額が135,074千円減少しております。この減少の主な要因は、税務上の繰越欠損金（法定実効税率を乗じた額）が312,879千円減少したことにより、評価性引当額が同額減少したこと等によるものです。

（\*2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	368,221	368,221
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 292,618	△ 292,618
繰延税金資産	-	-	-	-	-	75,603	75,603

（a）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は、次のとおりです。	
法定実効税率	27.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	0.4
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 4.4
住民税均等割等	5.4
法人税額から控除される所得税額	4.0
評価性引当金の増減	△ 31.6
その他	△ 2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 1.0

#### XIV. 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

#### XV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

#### XVI. 資産除去債務に関する注記

当社は、港湾管理条例等に基づき新潟県及び福井県からの使用または占用許可を受けて設置した施設や構築物について資産計上をしており、これらの施設等については使用または占用終了時には原状回復にかかる債務を有しております。これらの許可を受けて設置した施設等については、港湾管理条例等の定めるところにより、その変更等につき県知事の許可が必要であり、また、現時点で事業の廃止や当該施設の撤去等を行う予定はないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

#### XVII. 重要な後発事象に関する注記

吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価額を付する吸収合併が行われます。

- |                                      |                         |
|--------------------------------------|-------------------------|
| (1) 吸収合併消滅連合会の名称                     | 愛知県信用漁業協同組合連合会          |
| (2) 吸収合併の目的                          | 経営資源の結集による経営の安定化        |
| (3) 吸収合併日                            | 令和4年4月1日                |
| (4) 吸収合併存続連合会の名称                     | 東日本信用漁業協同組合連合会          |
| (5) 合併比率及び算出方法                       | 全ての吸収合併消滅連合会に対し1対1の対等合併 |
| (6) 出資一口当たりの金額                       | 10千円                    |
| (7) 吸収合併消滅連合会から承継する資産、負債、純資産の額及び主な内訳 |                         |

(単位：千円)

吸収合併消滅連合会の名称	愛知県信用漁業協同組合連合会
資産	91,402,969
(うち預け金)	75,943,576
(うち有価証券)	1,406,512
(うち貸出金)	11,504,143
負債	88,745,338
(うち貯金)	88,528,773
純資産	2,657,631
(うち出資金)	2,133,810

#### XVIII. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### XIX. その他の注記

##### 1. 合併に関する注記

- |   |                    |
|---|--------------------|
| (1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅連合会の名称   |                    |
| 青森県信用漁業協同組合連合会、岩手県信用漁業協同組合連合会、茨城県信用漁業協同組合連合会、東京都信用漁業協同組合連合会、新潟県信用漁業協同組合連合会、富山県信用漁業協同組合連合会、石川県信用漁業協同組合連合会、福井県信用漁業協同組合連合会、静岡県信用漁業協同組合連合会、三重県信用漁業協同組合連合会 |                    |
| (2) 吸収合併の目的   | 経営資源の結集による経営の安定化   |
| (3) 吸収合併日   | 令和3年4月1日           |
| この合併は吸収合併であります。   |                    |
| (4) 吸収合併存続連合会の名称  | 千葉県信用漁業協同組合連合会     |
| (合併により東日本信用漁業協同組合連合会と名称変更)  |                    |
| (5) 合併比率  | 全ての吸収合併消滅連合会に対し1対1 |
| (6) 出資一口当たりの金額  | 10千円               |
| (7) 吸収合併消滅連合会から承継する資産、負債、純資産の額及び主な内訳  |                    |

(単位：千円)

資産	623,650,876
(うち預け金)	483,122,728
(うち有価証券)	9,765,864
(うち貸出金)	95,286,150
負債	598,657,090
(うち貯金)	578,688,678
純資産	24,993,786
(うち出資金)	16,993,040

※これらについては、帳簿価額で評価しております。また、会計処理方法は統一しております。

## ◆剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	763,272	1,418,967
剰余金処分額	178,609	806,969
利益準備金	35,000	135,000
出資配当金	143,609	185,969
（うち普通出資に係る配当金）	111,045	177,122
（うち後配出資に係る配当金）	-	117
（うち優先出資に係る配当金）	8,730	8,730
（うち事業分量配当金）	23,833	-
任意積立金	-	486,000
（うち特別積立金）	-	250,000
（うち優先出資消却積立金）	-	236,000
次期繰越剰余金	584,663	611,998

- (注) 1. 普通出資金の配当率は1.0%です。
2. 後配出資金の配当率は1.0%です。
3. 優先出資金の配当率は0.3%・0.33%・0.8%・0.9%・1.0%です。
4. 特別積立金の積立目的、積立目標額及び取崩基準等については、定款第25条記載のとおりです。
5. 優先出資消却積立金の積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。
- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 積立目的  | 優先出資の一部消却を図るための積立  |
| 積立目標額 | 1,550,000千円        |
| 取崩基準  | 優先出資の一部消却が可能となった時点 |
6. 次期繰越剰余金に含まれる、法第55条第7項（法第92条第3項において準用する。）に規定する経営指導・教育情報事業の費用に充てるための繰越額（いわゆる教育情報資金）は34,000千円であります。

## ◆キャッシュフロー計算書

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	500	664
減価償却費	230	236
減損損失	-	250
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 316	35
その他引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 183	69
教育情報資金の繰入額	△ 88	3
資金運用収益	△ 5,051	△ 4,944
資金調達費用	301	238
有価証券関係損益 (△は益)	△ 43	5
金銭の信託の運用損益	△ 42	-
貸出金の純増減 (△は純増)	2,994	△ 8,904
預け金の純増減 (△は純増)	△ 8,621	17,120
貯金の純増減 (△は純減)	3,786	△ 19,223
借入金の純増減	3,299	299
資金運用による収入	5,165	4,936
資金調達による支出	△ 344	△ 263
資金分量配当金の支払額	△ 38	8
その他	688	473
小計	2,234	△ 8,993
法人税等の支払額	△ 105	40
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,129	△ 8,952
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 155	-
有価証券の売却による収入	650	-
有価証券の償還による収入	1,106	1,956
金銭の信託の減少による収入	42	-
固定資産の取得による支出	△ 82	△ 51
固定資産の売却による収入	△ 2	-
外部出資による支出	△ 167	△ 8
外部出資による収入	29	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,420	1,896
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	112	6
出資配当金の支払額	△ 152	△ 119
出資の払戻しによる支出	△ 400	-
回転出資金の受入による収入	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 440	△ 113
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	3,109	△ 7,168
6 現金及び現金同等物の期首残高	242,331	245,441
7 現金及び現金同等物の期末残高	245,441	238,272

(注) 現金及び現金同等物には、現金の他、取得日から満期日までの期間が3ヵ月以内の定期預け金、通知預け金、普通預け金を記載しております。

## ◆ 役員の報酬体系

## ◇ 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は経営管理委員及び理事、監事をいいます。

## ◇ 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	110	13

（注1）対象役員は、経営管理委員12名、理事11名、監事4名です。

## ◇ 対象役員の報酬等の決定等

## ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員・理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しております。

## ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員・理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

## ◇ その他

当会の対象役員の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

## ■種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座性貯金	288,020	45.1	294,043	47.5
当座貯金	653	0.1	639	0.1
普通貯金	280,983	44.1	288,622	46.5
貯蓄貯金	633	0.1	627	0.1
通知貯金	199	0.0	401	0.1
別段貯金	5,266	0.8	3,425	0.6
その他の貯金	283	0.0	327	0.1
定期性貯金	350,050	54.9	324,803	52.5
定期貯金	343,453	53.8	318,339	51.4
(うち固定自由金利定期)	( 343,434 )	( 53.8 )	( 318,324 )	( 51.4 )
(うち変動自由金利定期)	( 18 )	( 0.0 )	( 15 )	( 0.0 )
積立定期貯金	3,570	0.6	3,485	0.6
定期積金	3,026	0.5	2,978	0.5
<b>合計</b>	<b>638,070</b>	<b>100.0</b>	<b>618,846</b>	<b>100.0</b>
貯金者区分残高				
員内	327,283	51.3	349,370	56.5
会員	54,822	8.6	52,738	8.5
組合員直接預り	272,460	42.7	296,631	48.0
員外	310,786	48.7	269,476	43.5
地方公共団体	59,375	9.3	43,169	7.0
金融機関	1	0.0	0	0.0
その他	251,409	39.4	226,306	36.5

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

## ■科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		増減金額
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	272,753	41.9	278,821	44.1	6,068
定期性貯金	372,408	57.2	348,300	55.1	△ 24,108
その他の貯金	6,253	0.9	5,148	0.8	△ 1,105
計	651,416	100.0	632,270	100.0	△ 19,146
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>651,416</b>	<b>100.0</b>	<b>632,270</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 19,146</b>

(注1) 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

(注2) 定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金

## ■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
財形貯蓄残高	35	35

## ■種類別・用途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	-	-	-	-	
手形貸付金	9,694	9.5	11,331	10.2	
証書貸付金	82,818	80.8	87,194	78.2	
当座貸越	6,568	6.4	7,689	6.9	
金融機関貸付	3,475	3.3	5,245	4.7	
<b>合計</b>	<b>102,556</b>	<b>100.0</b>	<b>111,460</b>	<b>100.0</b>	
固定金利貸付	75,317	73.4	83,653	75.1	
変動金利貸付	27,239	26.6	27,806	24.9	
設備資金	50,411	49.2	50,953	45.7	
運転資金	52,145	50.8	60,507	54.3	
貸出者	員内	74,719	72.9	80,134	71.9
区分残高	会員	26,088	25.4	30,642	27.5
	組合員直接貸付	48,631	47.5	49,491	44.4
	員外	27,836	27.1	31,326	28.1
	地方公共団体	5,760	5.6	7,090	6.4
	金融機関	3,475	3.4	5,245	4.7
	その他	18,600	18.1	18,991	17.0

## ■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	-	-	-	-	-
手形貸付金	11,735	11.3	11,355	10.7	△ 379
証書貸付金	82,477	79.7	84,539	79.3	2,061
当座貸越	6,382	6.2	6,234	5.9	△ 147
金融機関貸付	2,932	2.8	4,435	4.1	1,503
<b>合計</b>	<b>103,529</b>	<b>100.0</b>	<b>106,564</b>	<b>100.0</b>	<b>3,035</b>

## ■業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業	65,298	63.7	64,505	57.9	△ 793
製造業	5,712	5.6	6,299	5.7	587
建設業	210	0.2	241	0.2	31
運輸・通信業	72	0.1	245	0.2	173
卸売・小売業	1,979	1.9	807	0.7	△ 1,172
金融・保険業	3,475	3.4	5,418	4.9	1,943
不動産業	-	-	0	0.0	0
サービス業	4,754	4.6	7,658	6.9	2,904
地方公共団体	5,790	5.7	10,039	9.0	4,249
その他	15,266	14.8	16,243	14.5	977
<b>合計</b>	<b>102,556</b>	<b>100.0</b>	<b>111,460</b>	<b>100.0</b>	<b>8,904</b>

## ■貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	増減
貯金等	6,992	7,203	211
有価証券	-	-	-
動産	630	2,392	1,762
不動産	17,509	19,245	1,736
その他担保物	126	620	494
計	25,262	29,461	4,199
漁信基保証	48,889	50,628	1,739
その他保証	11,890	14,091	2,201
計	60,783	64,719	3,936
信用	16,506	17,279	773
<b>合計</b>	<b>102,556</b>	<b>111,460</b>	<b>8,904</b>

## ■債務保証担保別内訳残高

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	増減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	214	279	65
その他担保物	-	-	-
計	214	279	65
漁信基保証	161	90	△ 71
信用	67	31	△ 36
<b>合計</b>	<b>443</b>	<b>402</b>	<b>△ 41</b>

## ■ 主要な水産業関係の貸出金残高

(単位：百万円)

(漁業種類等別)

		令和2年度	令和3年度	増減
漁業	海面漁業	25,194	24,232	△ 962
	海面養殖業	6,840	6,197	△ 643
	その他漁業	2,833	2,749	△ 84
漁業関係団体等		31,330	34,125	2,795
<b>合計</b>		<b>66,201</b>	<b>67,306</b>	<b>1,105</b>

- ※ 1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。
- 2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地方公共団体、金融機関に対する貸出は含めておりません）

(資金種類別)

&lt;貸出金&gt;

		令和2年度	令和3年度	増減
プロパー資金		31,371	29,605	△ 1,766
水産制度資金		34,830	37,700	2,870
漁業近代化資金		31,650	34,465	2,815
その他制度資金等		3,180	3,235	55
<b>合計</b>		<b>66,201</b>	<b>67,306</b>	<b>1,105</b>

- ※ 1 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
- 2 水産制度資金には、①地方公共団体等が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。

&lt;受託貸付金&gt;

		令和2年度	令和3年度	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		6,798	7,589	790
その他		4,712	4,164	△ 548
<b>合計</b>		<b>11,511</b>	<b>11,753</b>	<b>241</b>

- ※ 1 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

## ■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和2年度		令和3年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
国債	3,228	23.5	2,173	18.3	△ 1,054
地方債	4,750	34.6	4,453	37.6	△ 297
政府保証債	2,206	16.1	2,205	18.6	0
金融債	-	-	-	-	-
社債	2,404	17.5	2,122	17.9	△ 281
外国証券	1,137	8.3	901	7.6	△ 235
株式	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>13,727</b>	<b>100.0</b>	<b>11,857</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 1,869</b>

## ■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
<b>令和2年度</b>								<b>13,460</b>
国債	890	480	420	-	461	663	-	2,914
地方債	-	-	999	-	870	2,783	-	4,652
政府保証債	-	-	-	-	930	1,603	-	2,533
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	500	200	200	400	112	1,013	-	2,425
外国証券	499	230	102	105	-	-	-	936
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>令和3年度</b>								<b>11,389</b>
国債	240	480	180	-	878	225	-	2,004
地方債	-	999	-	-	859	2,698	-	4,557
政府保証債	-	-	-	-	1,140	1,344	-	2,485
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	200	599	-	110	1,011	-	1,920
外国証券	215	-	102	104	-	-	-	421
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-

## ■有価証券の取得価額・時価及び評価損益

(単位：百万円)

## ◇有価証券

種類	令和2年度			令和3年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	8,394	8,772	378	6,433	6,662	229
その他	4,411	5,066	655	4,408	4,956	547
合計	12,805	13,838	1,033	<b>10,841</b>	<b>11,619</b>	<b>777</b>

1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく価格により計上したものであります。取得価額は、償却原価によっております。

- ① 売買目的有価証券については、該当ありません。
- ② 満期保有目的有価証券については、取得価額が貸借対照表価額として計上されております。
- ③ その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

## ◇金銭の信託

種類	令和2年度			令和3年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
金銭の信託	-	-	-	-	-	-

※金銭の信託はありません。

## ■保有有価証券の利回り

(単位：%)

種類	令和2年度	令和3年度
国債	1.05	1.12
地方債	3.10	1.38
政府保証債	1.49	1.74
金融債	-	-
社債	1.23	1.14
外国証券	3.40	4.22
以上平均	1.65	<b>1.57</b>

※ 保有有価証券の利回りには、償還損益、売却損益、償却を含みます。通常の有価証券利回りは46ページをご参照ください。

## ■オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

該当ありません

## ■先物取引の状況

(単位：百万円)

該当ありません

## ■オプション取引の時価情報

(単位：百万円)

該当ありません

■ 受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受託先	令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額
株式会社 日本政策金融公庫（農林水産）		6,798		7,589
株式会社 日本政策金融公庫（国民生活）		144		132
独立行政法人 住宅金融支援機構		4,383		3,866
独立行政法人 福祉医療機構		14		11
農林中央金庫		-		-
独立行政法人 北方領土問題対策協会		170		154
<b>合計</b>		<b>11,511</b>		<b>11,753</b>

■ 内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種類		令和2年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込	件数	212,675	253,100	205,737	253,615
	金額	426,447	409,674	369,067	333,453
代金取立	件数	663	614	35	292
	金額	906	571	17	225
<b>合計</b>	<b>件数</b>	<b>213,338</b>	<b>253,714</b>	<b>205,772</b>	<b>253,907</b>
	<b>金額</b>	<b>427,354</b>	<b>410,246</b>	<b>369,084</b>	<b>333,679</b>

■最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	7,002	6,820	6,762	6,165	6,155
経常利益	678	659	829	507	919
当期剰余金	562	571	657	441	671
出資金	21,779	21,855	19,602	19,317	19,323
出資口数	3,382,907	3,388,987	3,162,460	1,931,717	1,932,397
純資産額	29,802	30,190	28,247	28,044	28,497
総資産額	743,436	723,064	679,677	686,665	668,730
貯金等残高	699,083	676,196	634,284	638,070	618,846
貸出金残高	115,245	108,405	105,550	102,556	111,460
有価証券残高	19,152	17,515	15,283	13,460	11,389
剰余金配当金額	147	172	188	133	185
出資配当の額	127	144	149	109	185
事業利用分量配当の額	20	28	38	23	-
職員数	695.0人	672.0人	648.0人	594.0人	610.0人
単体自己資本比率	12.63%	12.31%	12.05%	11.90%	12.37%

(注) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

■経営諸指標

(単位：百万円)

区分			令和2年度		令和3年度	
貯貸率等	貯貸率	期末	16.07	%	18.01	%
		期中	15.89	%	16.85	%
	貯預率	期末	83.21	%	81.94	%
		期中	82.88	%	82.58	%
	貯証率	期末	2.10	%	1.84	%
		期中	2.10	%	1.87	%
	一従業員当たり	貯金残高	1,074		1,014	
		貸出金残高	172		182	
一店舗当たり	貯金残高	9,115		8,036		
	貸出金残高	1,465		1,447		
利益率	総資産経常利益率		0.07	%	0.13	%
	資本経常利益率		1.85	%	3.30	%
	総資産当期純利益率		0.06	%	0.09	%
	資本当期純利益率		1.61	%	2.41	%

(注1) 総資産経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 総資産平均残高 (偶発債務見返除く) × 100

(注2) 資本経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 資本勘定平均残高 × 100

## ■粗利益・業務純益

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	5,051	4,944
資金調達費用	301	238
資金運用収支	4,750	4,706
役務取引等収益	273	204
役務取引等費用	276	94
役務取引等収支	△ 3	110
その他事業収益	561	907
受取出資配当金	471	477
受取助成金	25	430
国債等債券売却益	48	-
国債等債券償還益	-	-
その他の事業収益	16	-
その他事業費用	199	145
その他事業収支	362	762
事業粗利益	5,109	5,579
事業粗利益率	0.78 %	0.87 %
事業純益	311	1,136
実質事業純益	301	1,010
コア事業純益	253	1,010
コア事業純益（投資信託解約損益除く）	253	1,010

- (注) 1. 事業粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他事業収支  
2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100  
3. 事業純益 = 事業粗利益 - 経費 (人件費・物件費・税金) - 一般貸倒引当金繰入額  
4. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
5. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益 (※)  
※ 国債等債券関係損益 = 債権売却益 + 債権償還益 - 債権売却損 - 債権償還損 - 債権償却

## ■資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	657,163	5,051	0.77	640,564	4,942	0.77
貸出金	103,529	1,692	1.63	106,564	1,602	1.50
預け金	539,906	3,152	0.58	522,142	3,154	0.60
有価証券	13,727	206	1.51	11,857	185	1.57
資金調達勘定	665,925	285	0.04	649,277	224	0.03
貯金・定期積金	651,416	284	0.04	632,270	224	0.04
借入金	14,508	0	0.00	17,006	0	0.00
貯金原価率		-	0.80		-	0.78
総資金利ざや		-	0.08		-	0.17

(注) 1. 総資金利ざや = 総資金運用利回り - 総資金原価率

$$2. \text{貯金原価率} = \frac{\text{貯金利息} + \text{譲渡性貯金利息} + \text{支払奨励金} + \text{経費}}{(\text{貯金} + \text{譲渡性貯金}) \text{ 平残}} \times 100$$

## ■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
受取利息	△ 523	△ 107
うち 貸出金	△ 127	△ 90
有価証券	△ 20	△ 21
預け金	△ 375	2
支払利息	△ 57	△ 63
うち 貯金	△ 46	△ 58
譲渡性貯金	-	-
借入金	0	0
差引	△ 466	△ 44

(注) 増減額は前年度対比です。

## ■経費の内訳

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
人件費	2,815	2,618
役員報酬	242	110
給料手当	1,989	1,704
出向者給料手当	0	262
福利厚生費	400	367
賞与引当金戻入	△ 75	△ 121
賞与引当金繰入	89	141
退職給付費用	145	139
役員退職慰労引当金繰入	6	13
役員退職慰労金	16	-
旅費交通費	67	61
業務費	746	829
負担金	229	217
施設費	839	759
貯金保険料	54	53
雑費	21	6
税金	32	21
<b>合計</b>	<b>4,807</b>	<b>4,568</b>

## ■ 自己資本調達手段の概要に関する事項

### ◇ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでおります。

令和4年3月末における自己資本比率は、預け金・有価証券の効率的な運用や事業管理費削減などにより671百万円の当期剰余金を計上した結果、12.37%の実績となりました。

### ◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金及び非累積的永久優先出資金により調達しております。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	東日本信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア項目に係る基礎項目に算入した額	193億円（前年度193億円）

#### 後配出資金

項目	内容
発行主体	東日本信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資
コア項目に係る基礎項目に算入した額	0億円（前年度0億円）

#### 非累積的永久優先出資金

項目	内容
発行主体	東日本信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア項目に係る基礎項目に算入した額	12億円（前年度12億円）

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持を図り、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めております。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

自己資本の充実の状況

項目	令和2年度	令和3年度
	金額	金額
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	26,646	27,306
うち、出資金及び資本準備金の額	19,337	19,344
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	7,456	8,147
うち、外部流出予定額(△)	△ 148	△ 185
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	279	153
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	279	153
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	128	75
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	27,054	27,535
<b>コア資本に係る基礎項目(2)</b>		
無形固定資産(モーケージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	29	40
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーケージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	29	40
繰延税金資産(一時差額に係るものを除く。)の額	17	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	46	-
自己保有普通出資金等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーケージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーケージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調達項目の額(ロ)	93	40
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	26,961	27,494
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	216,131	212,509
資産(オン・バランス)項目	215,795	212,244
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 151	-
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	△ 1,222	-
うち、上記以外に該当するものの額	1,070	-
オフ・バランス項目	336	265
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,504	9,698
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセットの額の合計額(ニ)	226,646	222,208
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.90%	12.37%

### ■ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

令和2年度			令和3年度		
粗利益額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額	所要自己資本額	粗利益額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額	所要自己資本額
a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$c=b \times 4\%$	a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$c=b \times 4\%$
5,602	10,504	420	5,579	10,460	418

(注. 1) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当り、当会では基礎的手法を採用しております。

### ■ 所要自己資本額

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額	リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額
a	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$
226,646	9,065	222,208	8,888

■自己資本の充実に係る事項

(単位：百万円)

自己資本の充実に係る状況

	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	8,280	-	-	7,906	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,916	-	-	2,018	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	208	41	1	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	19,531	-	-	11,656	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	200	-	-	215	-	-
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	228	12	0	563	33	1
地方三公社向け	-	-	-	1,110	222	8
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	530,281	104,384	4,175	509,825	101,965	4,078
法人等向け	7,921	3,089	123	5,033	1,632	65
中小企業等・個人向け	11,096	6,449	257	19,578	11,702	468
抵当権付住宅ローン	3,434	916	36	3,273	897	35
不動産取得等事業向け	164	164	6	106	106	4
三月以上延滞債権	371	360	14	429	516	20
取立未済手形	14	1,336	53	17	3	0
漁業信用基金協会等保証	49,310	5,589	223	50,718	5,071	202
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	6,340	6,340	253	6,697	6,697	267
（うち出資等のエクスポージャー）	6,340	6,340	253	6,697	6,697	267
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	54,430	86,329	3,453	48,742	83,660	3,346
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	100	250	10
（うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	26,155	64,165	2,566	26,127	65,317	2,612
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	76	192	7	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	26,761	23,273	930	22,424	18,001	720
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるされるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちレックル方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマデラット方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォルバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	307	1,116	44	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	695,036	216,131	8,645	667,893	212,509	8,500

## ■信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

## ◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、右記の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。	適格格付機関		
	株式会社格付投資情報センター (R&I) 株式会社日本格付研究所 (JCR) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P) フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)		
(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、右記のとおりです。	エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・スコア
	金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
	法人向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
	法人向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

## ◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

	令和2年度			令和3年度		
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法人						
農林水産業	44,384	44,175	-	50,443	50,443	-
製造業	6,164	5,964	200	6,252	6,052	200
建設業	165	165	-	120	120	-
運輸・通信業	363	162	200	416	216	200
卸売・小売業	684	684	-	621	621	-
金融・保険業	527,626	3,476	1,408	536,664	5,400	920
不動産業	-	-	-	-	-	-
サービス業	10,983	10,207	606	7,907	7,296	611
地方公共団体	10,431	5,786	4,620	14,778	10,053	4,557
その他	10,614	3,358	6,363	11,638	8	4,931
個人	29,114	29,091	-	31,975	31,764	-
固定資産等	47,968	-	-	11,076	-	-
<b>合計</b>	<b>688,508</b>	<b>103,079</b>	<b>13,397</b>	<b>671,895</b>	<b>111,977</b>	<b>11,421</b>

- (注) 1. 全て国内取引です。  
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。  
3. 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

## ◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

	令和2年度			令和3年度		
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	522,629	27,848	899	530,479	22,672	487
1年超3年以下	15,815	14,132	1,882	10,910	9,230	1,679
3年超5年以下	16,255	14,729	1,525	13,380	12,498	881
5年超7年以下	10,868	10,665	603	13,288	13,184	104
7年超	34,353	28,606	6,522	59,753	51,484	8,269
期限の定めなし	88,580	7,138	1,966	44,082	2,905	-
<b>合計</b>	<b>688,508</b>	<b>103,079</b>	<b>13,397</b>	<b>671,895</b>	<b>111,977</b>	<b>11,421</b>

- (注) 1. 全て国内取引です。  
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

■信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

◇3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

		令和2年度		令和3年度	
法人	農林水産業	720		1,092	
	製造業	12		253	
	建設業	-		-	
	運輸・通信業	-		-	
	卸売・小売業	10		-	
	金融・保険業	-		-	
	不動産業	-		-	
	サービス業	884		927	
	地方公共団体	-		-	
	その他	-		-	
個人		842		962	
合計		2,468		3,236	

(注) 全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	273	265	-	273	265	265	153	-	265	153
個別貸倒引当金	3,475	3,161	85	3,380	3,171	3,171	3,319	-	3,171	3,319
法人										
	農林水産業	1,606	1,414	7	1,599	1,414	1,416	-	1,414	1,416
	製造業	288	238	36	252	238	331	-	238	331
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売業	-	-	-	-	-	6	-	-	6
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業	864	864	-	864	864	868	-	864	868
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		714	653	41	663	663	695	-	663	695

◇貸出金償却の額

		令和2年度		令和3年度	
法人	農林水産業	6		-	
	製造業	2		-	
	建設業	-		-	
	運輸・通信業	-		-	
	卸売・小売業	-		-	
	金融・保険業	-		-	
	不動産業	-		-	
	サービス業	-		-	
	地方公共団体	-		-	
	その他	-		-	
個人		16		-	
合計		24		-	

(注) 個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の数値(直接償却額)を記載しております。

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

		令和2年度			令和3年度		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減	0%	3,281	16,854	20,136	2,222	22,259	24,482
	10%	-	39,702	39,702	330	53,167	53,498
効果勘案後残高	20%	113,888	347,020	460,908	508,604	2,348	510,953
	35%	-	1,935	1,935	-	2,278	2,278
	50%	2,057	54	2,111	1,812	67	1,880
	75%	-	7,772	7,772	-	15,413	15,413
	100%	410	31,921	32,331	501	25,160	25,661
	150%	-	156	156	-	294	294
	200%	2,348	315	2,663	-	-	-
	250%	1,246	28,317	29,563	26,227	-	26,227
	1250%	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
自己資本控除額		-	-	-	-	-	-
合計		123,232	474,060	597,292	539,699	120,990	660,690

## ■信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

## ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を、「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、適格相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること。
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

## ◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	令和2年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	-	100	-	227
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	-	1,385	-	1,503
抵当権付住宅ローン	-	961	-	994
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	35	-	28
漁業信用基金協会等保証	-	-	-	-
その他	-	925	-	2,376
<b>合計</b>	-	<b>3,406</b>	-	<b>5,129</b>

## ◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

## ◇証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンドート方式を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	0	0
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	0	0

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

◇ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しております。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックして経営層に報告しております。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っております。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を帳簿額として記載し、出資先の財政状態が著しく悪化し、回復する見込みがないと認められる場合、実質価格と帳簿額の差額を直接償却しております。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしております。

◇ 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

令和2年度		令和3年度	
貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
29,871	-	29,879	-

(注) 上場株式の保有はありません。

◇ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する売却益・売却損・償却額はありません。

◇ 貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
475	-	547	-

(注) 上場株式の保有はありません。

◇ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

該当する株式はありません。

## ■金利リスクに関する事項

### ◇金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

- 当連合会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。
  - ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
 

当連合会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めております。
  - ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
 

当連合会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めております。
  - ・ 金利リスク計測の頻度
 

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しております。
- 当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しております。
 

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

  - ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
 

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
  - ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
 

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
  - ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
 

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
  - ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
 

当連合会では円通貨のみを取り扱っております。
  - ・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
 

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。
  - ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 

内部モデルは使用しておりません。
  - ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 

該当ありません。
- $\Delta$ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
  - ・ 金利ショックに関する説明
 

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しております。
  - ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEと大きく異なる点)
 

特段ありません。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

○金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

項番		令和2年度		令和3年度	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方パラレルシフト	583		762	718
2	下方パラレルシフト	0		0	106
3	スティープ化	922	-	1,585	-
4	フラット化	28	-	0	-
5	短期金利上昇	14	-	0	-
6	短期金利低下	0	-	0	-
7	最大値	922	-	1,585	718
8	自己資本の額		26,961		27,494

・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

・「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

■信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況 (単位：百万円、%)

債権区分		債権額	保全			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	2,744	154	355	2,235	2,744
	令和3年度	2,875	110	458	2,307	2,875
危険債権	令和2年度	4,669	358	3,284	921	4,563
	令和3年度	3,462	283	2,129	1,011	3,424
要管理債権	令和2年度	252	70	28	-	99
	令和3年度	73	3	-	-	3
三月以上延滞債権	令和2年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和2年度	252	70	28	-	99
	令和3年度	73	3	-	-	3
小計	令和2年度	7,667				
	令和3年度	6,412				
正常債権	令和2年度	95,448				
	令和3年度	105,565				
合計	令和2年度	103,116				
	令和3年度	111,977				

- (注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- (注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- (注3) 「要管理債権」とは、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令上の「三月以上延滞債権」に該当す「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- (注4) 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- (注5) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息元本の返済猶予、債券放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及び準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。